

## 議事録

件名：	契約監視委員会（平成 23 年度第 3 回）
日時：	2011 年 8 月 31 日（水曜日） 14：00 ～ 15：45
場所：	JICA 特別会議室
委員：	川上 照男 有限会社オフィス・あさひ 代表取締役（公認会計士） 碓井 光明 明治大学大学院法務研究科教授 鈴木 規央 シティニューワ法律事務所（弁護士、公認会計士） 関口 典子 関口公認会計士事務所（早稲田大学講師、公認会計士） 金丸 守正 国際協力機構 監事
JICA：	小寺 清 理事 調達部（事務局） 植嶋部長他数名 国内事業部、総務部、企画部、経済基盤開発部、理事長室各数名
議題：	1. 一者応募にかかる概況説明 (1) コンサルタント契約 (2) 研修委託契約 2. 点検作業の進め方 3. その他：随意契約見直し計画にかかるモニタリング（報告）

### 議事概要：

機構：今回以降については、一者応札・応募の点検作業を中心にご議論いただきたいと考えている。他方、一者応札・応募については、競争性のない随意契約の点検と異なり、点検の方法についてもいろいろな切り口がありうると認識。このため、本日は一者応募の多くを占めるコンサルタント契約と研修委託契約について、それぞれの契約区分における業務内容や一者応募の要因と考えられる背景等を機構側よりご説明し、その後、次回以降の点検作業の進め方についてご意見を頂戴したい。

### 1. 一者応募にかかる概況説明

#### (1) コンサルタント契約

機構：別添資料 1 に基づいて説明。

委員：2009 年度に契約金額が大幅に増加した要因は何か。また、同年度の一者応募率上昇の要因は何か。

機構：2008 年度の旧 JICA と旧 JBIC の統合により有償資金協力関連の業務が増加したこと、及び金融危機対応や気候変動対策（鳩山イニシアティブ）の補正予算が生まれ、関連の業務が増加し、一定期間にコンサルタントの調達が集中したことによる。特に気候変動対策の準備調査では、分野的に業務を遂行できる契約相手が限られている中で、短期間に複数の国での調査が求められた、結果、応募者なしという案件もあった。その後発注時期の平準化は進んだが、一者応募率はあまり下がっていない。

委員：業務実施契約以外の契約方式で一者応募率が低下した背景が分かれば、業務実施契約にも参考

になるのではないか。

機構：一者応募率が下がってきている2つの方式では、あくまでも技術提案書（プロポーザル）は簡易な内容であり、大部の技術提案書の提出が求められる業務実施契約とは大きく異なる。またこれらの契約での一者応募率の低下は、2010年12月以降、応募要件を緩和したことが大きいと考えられるが、業務実施契約においても、評価対象の絞り込みや柔軟な人員配置の容認など改善策を図ってきているところ。

委員：コンサルタント業界からは、近年利益率が2、3割低下しているため人件費を抑制せざるをえず、結果的に若手の人材流出につながっているとも聞いている。人件費単価や積算基準が低すぎるということではないか。

機構：現在積算基準を見直すため、調査中。

委員：世界銀行やアジア開発銀行などと比較して、JICAの基準はどうか。

機構：時々の為替レートによって異なるが、現在のレート水準で比較すれば、単価自体はそれほど国際機関に見劣りするものではない。

## (2) 研修委託契約

機構：資料に基づいて、研修委託契約の概要、一者応募の現状、一者応募の要因分析、改善策と課題について説明。

委員：国別研修と課題別研修の割合は。

機構：研修員受入人数はほぼ同じ。一者応募となっている案件は、ほとんど課題別研修である。

委員：委託先の法人数は。

機構：研修委託契約全体で、332団体。

委員：公募と企画競争の違いは何か。また、公募で複数者から応募があった場合、選定基準は何か。

機構：研修委託契約における参加意思確認公募では、複数者から応募があった場合、改めて企画競争などにより相手方を選定することとなる。研修の内容について応募者の提案を求める場合は企画競争とし、主に青年研修などで採用されている。他方、研修の内容が決まっている場合は、企画競争ではなく、公募としている。

委員：公募の場合、研修内容が決まっていると受注が見込まれる法人が実質的にわかってしまい、他の法人が参入しようと思わない状況があるのではないか。

機構：研修コースの採択プロセスとして第三者検証委員会による審査を行っており、ある程度内容を決めなければ審査に通らないという事情もある。具体的には今後、個別点検を行う中で見ていただきたい。

委員：これまで各国内機関が公募していたものを全国を対象にするとすると、たとえば北海道で予定していた案件に九州の法人が手を挙げた場合、どのように取り扱うのか。不都合はないのか。

機構：現在も地域を限定しないようにはしている。他方、研修事業は地域の様々なリソースを活用することを趣旨としていることもあり、当該地域に特有のリソースを活用する必要がある場合は、競争性のない随意契約にせざるを得ない。

委員：アンケートの回答に「会計事務が複雑」とあったが、まとめて領収証を取るなどの簡素化はできないか。

機構：直接経費の精算のため、一つ一つの支出について領収証の提出を求めざるを得ないし、講師謝金には講師の受領確認も必要となる。これを変えようとすると、選定方式と合わせて検討することになる。

委員：公募期間が短すぎるなどの理由もあるのではないか。

機構：応募者から意見をいただいたことはないが、そのようなことも原因かもしれない。改善を検討する。

## 2. 点検作業の進め方

機構：これまでの説明を踏まえて、どのような切り口で点検をしていくべきかご意見を頂戴したい。

委員：今年度、残り2回の委員会で一通りの点検を行うとすると、件数としてはせいぜい20~30件

程度ではないか。また、コンサルタント契約の点検はより難しいとの印象。業務指示書を点検するだけでなく、公示期間等の一連の手続きや、受託者の他案件の受注状況などの情報が必要になるかもしれない。

機構：本日は時間が限られているので、本件、改めて個別に各委員のご意見を伺った上で、事務局にてたたき台を作成することとしたい。

### 3. 随意契約見直し計画にかかるモニタリング

機構：随意契約見直し計画にかかる機構内部のモニタリングの体制は別添資料3のとおり。また、競争性のない随意契約の適切な運用と業務の効率化を図るため、9月末を目途に内部向けのガイドラインを作成する予定。

以 上

別添： 資料1：コンサルタント契約における一者応募の状況について  
資料2：研修委託契約における一者応募の現状と対策  
資料3：競争性のない随意契約のモニタリングについて（報告）

(平成23年度 第3回契約監視委員会資料)

# コンサルタント契約における 一者応募の状況について

平成23年8月31日

国際協力機構 調達部

## アウトライン

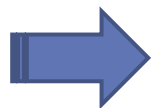
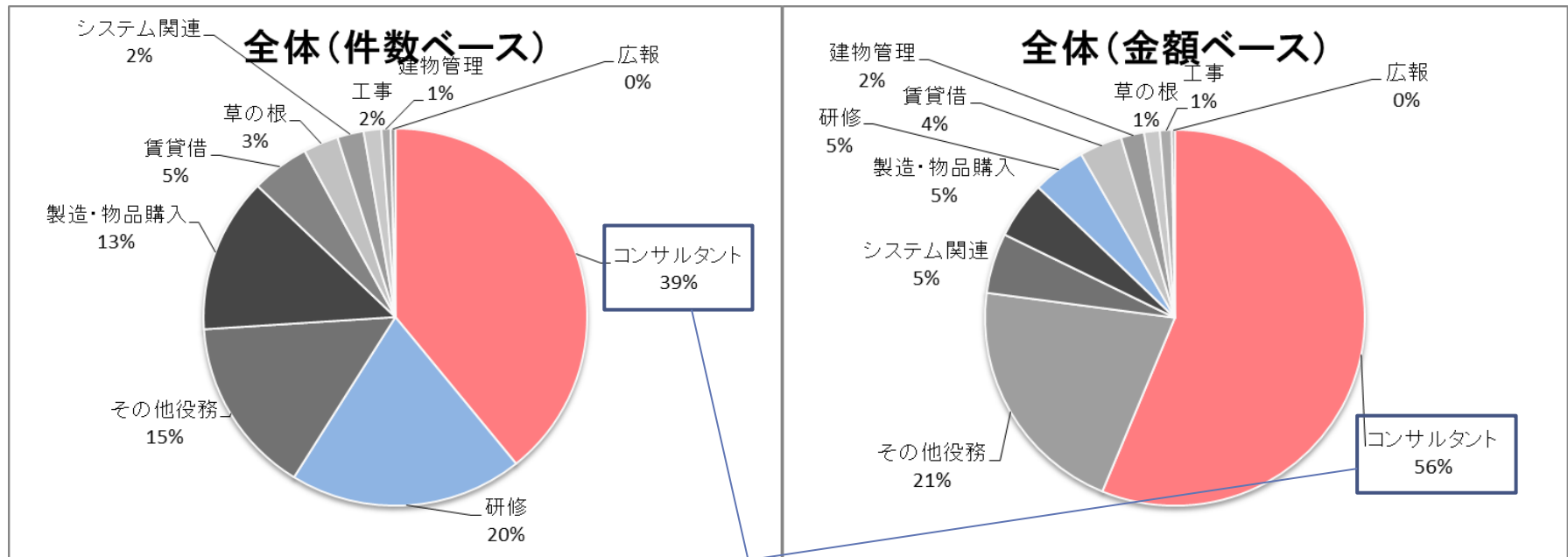
1. コンサルタント契約の概要
2. 一者応募の現状
3. コンサルタント契約を取り巻く外部要因

# 1. コンサルタント契約の概要

## (1) コンサルタント契約とは

- JICA事業の実施に関連する役務・サービスの提供で、かつ高度な専門性が必要な業務に対応するもの。

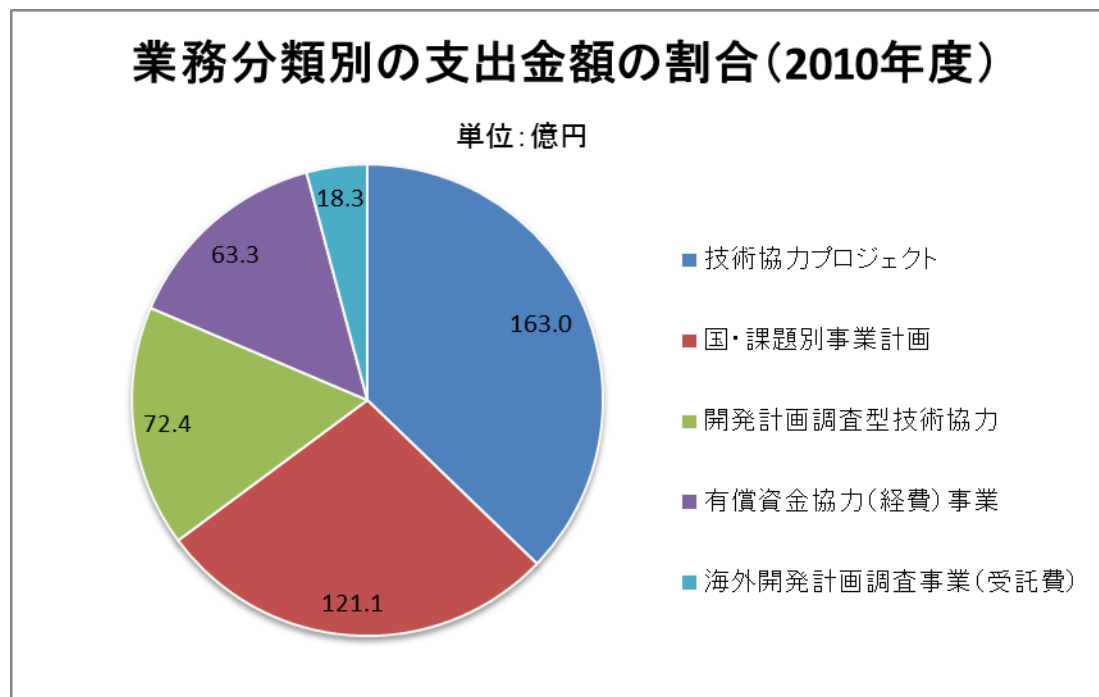
### 2010年度業務実績



JICAの全業務における中心的な位置づけ

## 1. (2) コンサルタント契約の内訳

- 大半が技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力、協力準備調査、有償事業監理等にかかるもの。



# 1. (3) 3つの契約方式

## ▫ 業務実施契約

- ・ JICAがコンサルタント等に調査、技術協力等業務の実施を包括的に委託する場合に適用される契約形態

## ▫ 業務実施契約簡易型

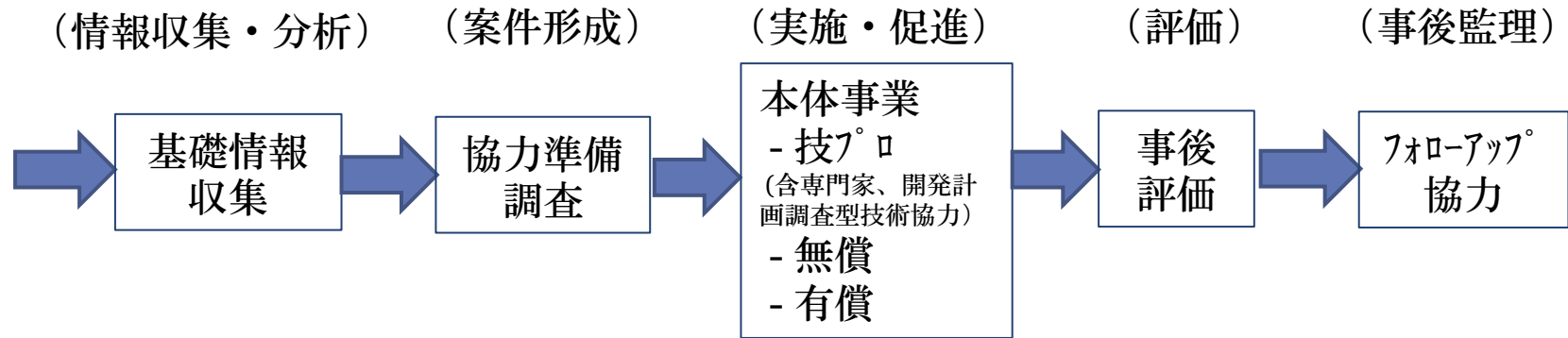
- ・ 技術協力プロジェクト等における特定分野の協力など少数の専門家で実施可能な業務をコンサルタント等に委託する場合に適用される契約形態

## ▫ 役務提供契約

- ・ JICAが自ら実施する業務の一部に関し、コンサルタント等から専門的な技術・知見の提供を受ける契約形態



# 1. (4) 業務フローと契約方式



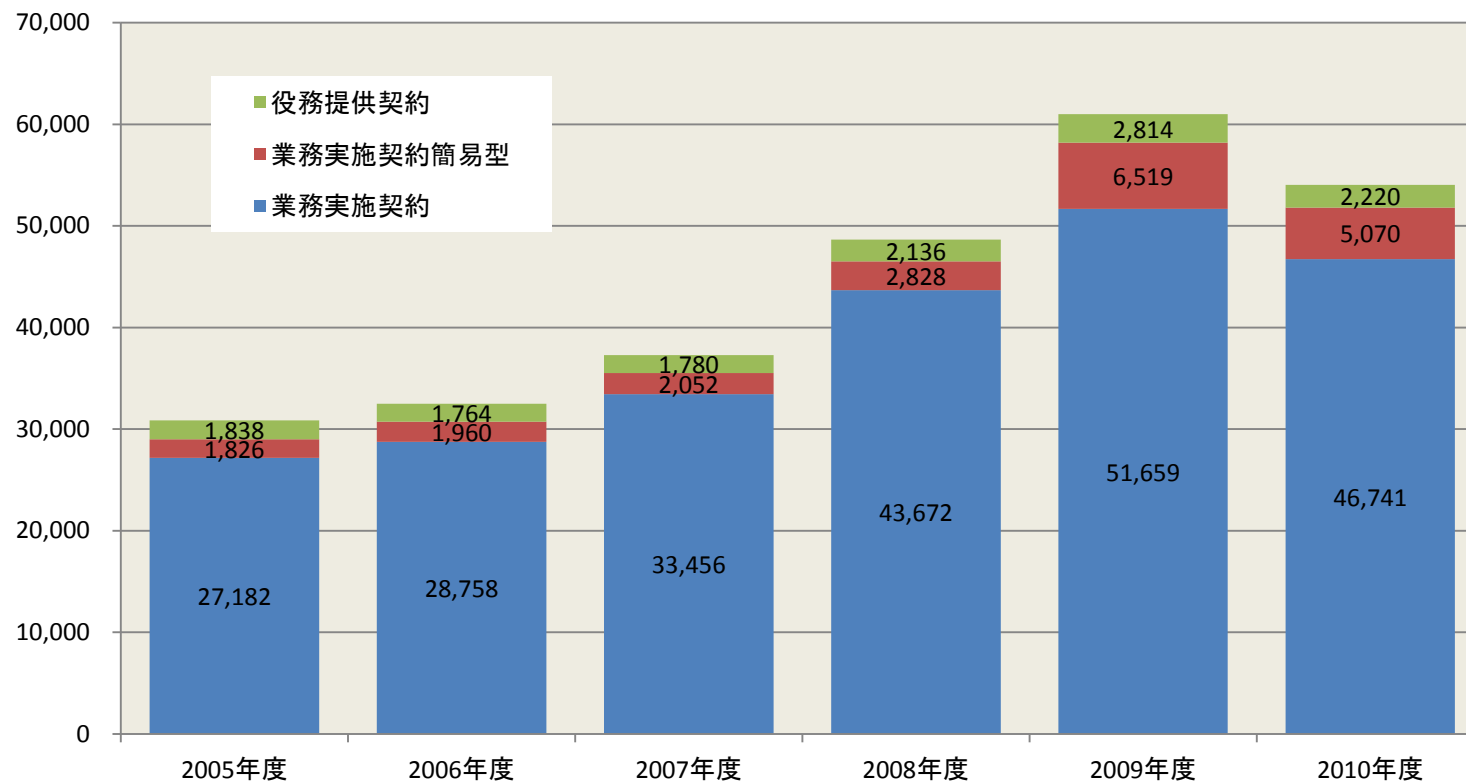
	情報収集・分析	案件形成	実施・促進	評価	事後監理
業務実施	○	○	○	○	○
業務実施簡易型	×	×	○	×	○
役務提供	○	○	○	○	○

➡ 業務実施契約と役務提供契約は、全ての援助プロセスに関与

# 1. (5) 契約金額の推移 (契約方式別)

契約金額実績 (契約方式別、2005年度～2010年度)

(百万円)



注1: 契約締結日ベースで算出(継続契約含む)し、金額は当初契約金額

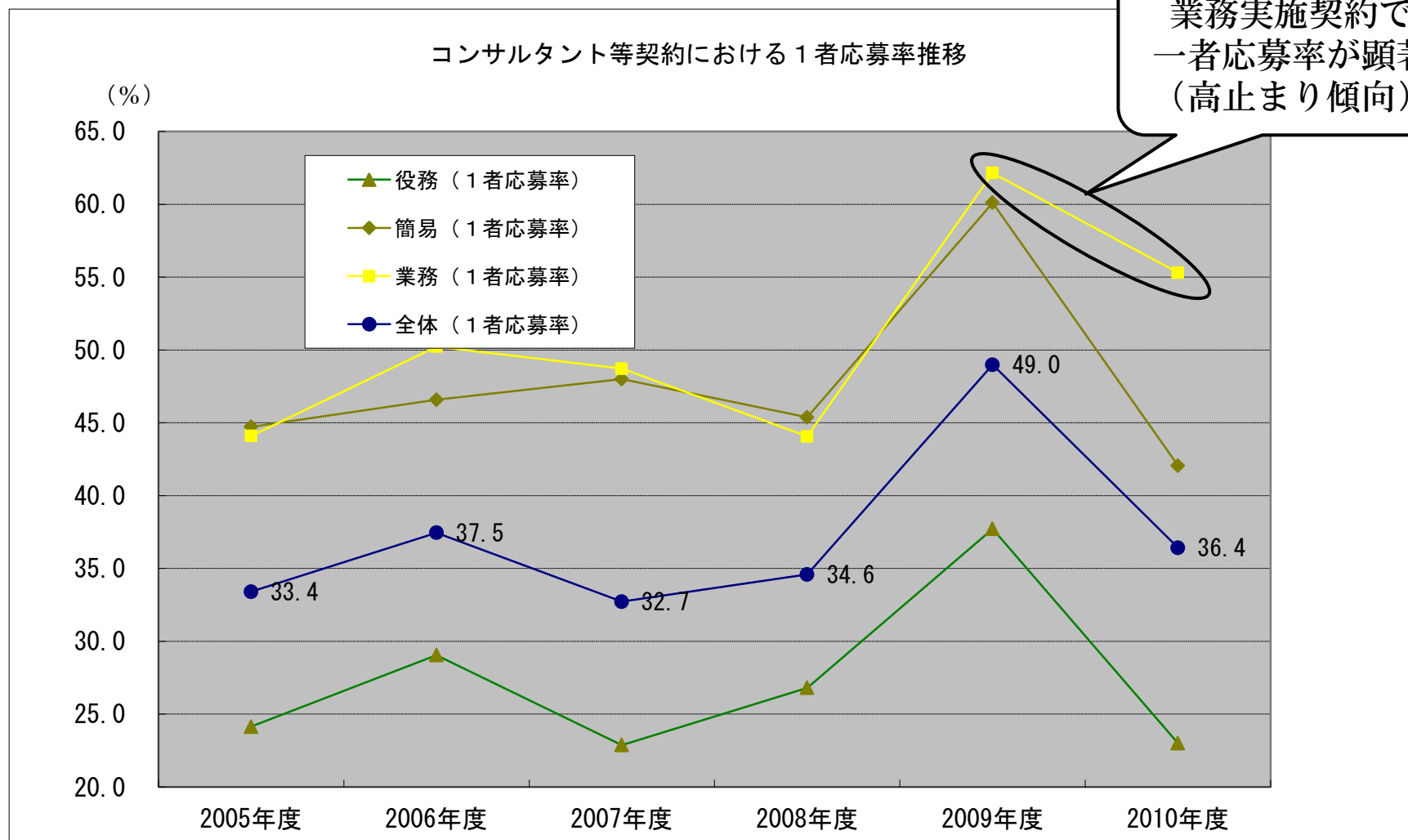
注2: 2008年度上半期以前旧JBICで締結した契約は含まれない。

TICAD (IV)  
新JICA発足

アフガン支援  
補正予算

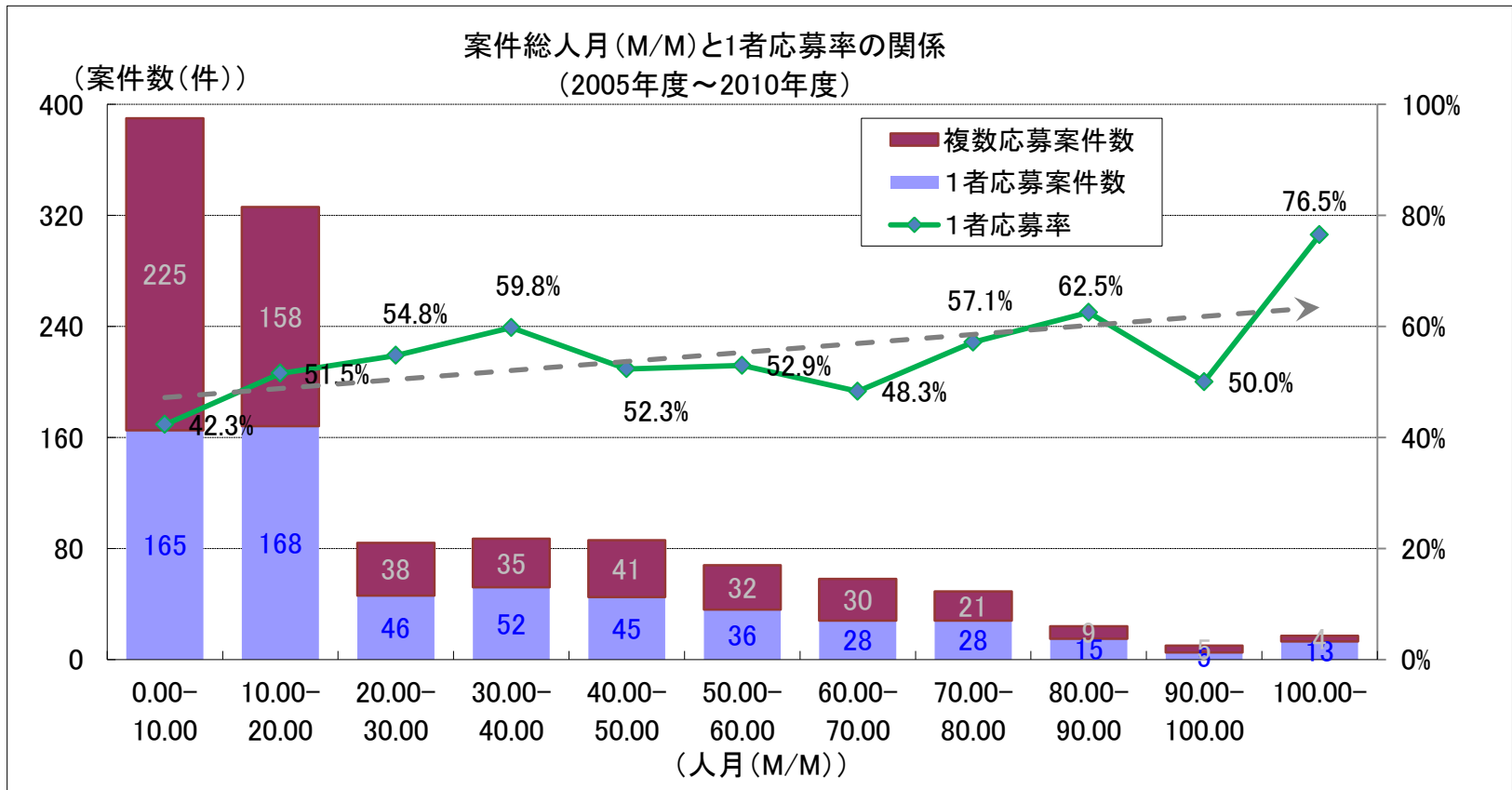
## 2. 一者応募の現状

### (1) 一者応募率の推移（契約方式別）



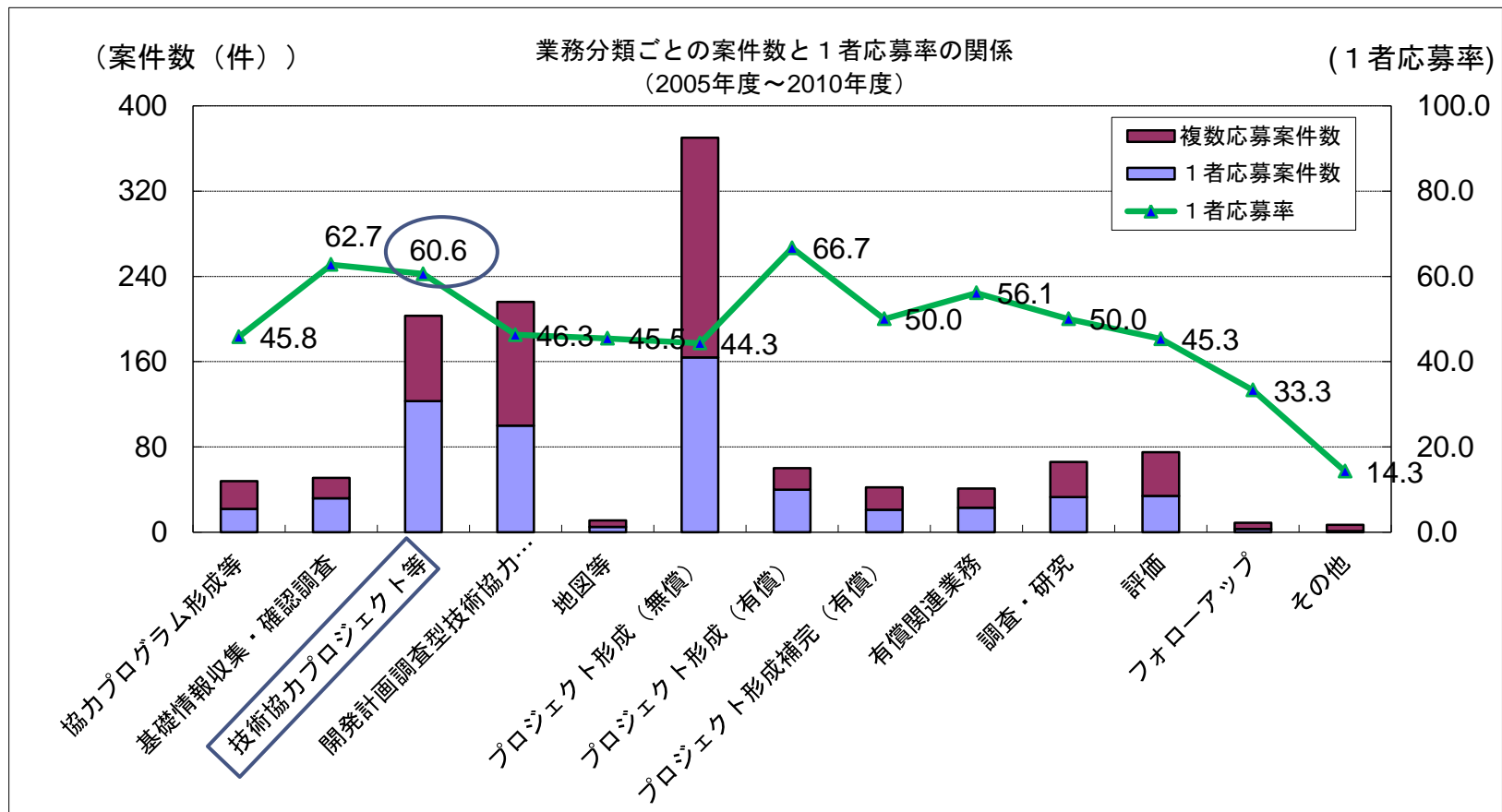
## 2. (2) 業務実施契約①（契約規模）

- 一般的には、規模（総M/M）が大きいほど一者応募になりがち。



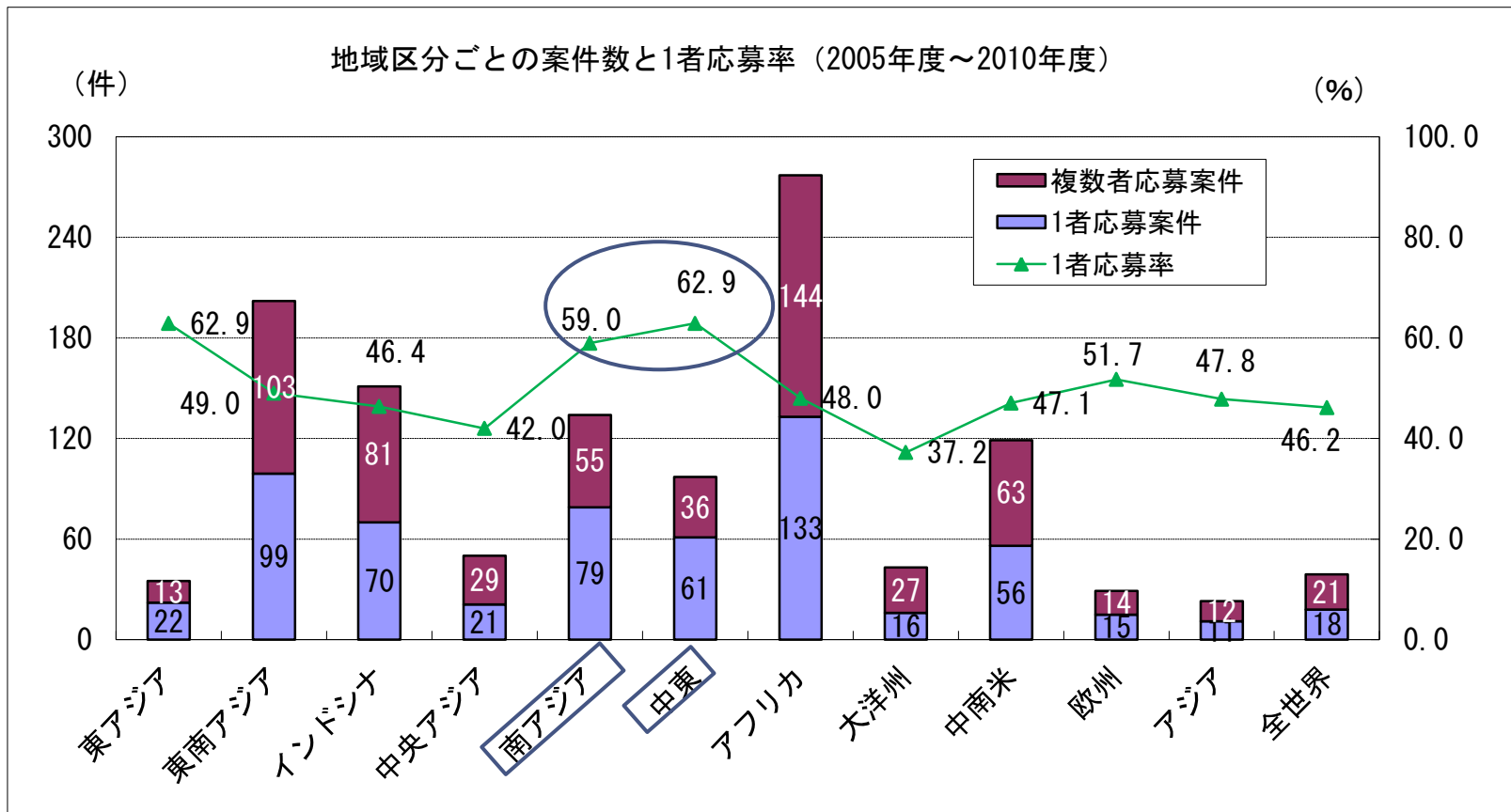
## 2. (2) 業務実施契約②（業務分類）

- 開発計画調査型技術協力やプロジェクト形成（無償）に比べ、技術協力プロジェクトで一者応募率が高い。



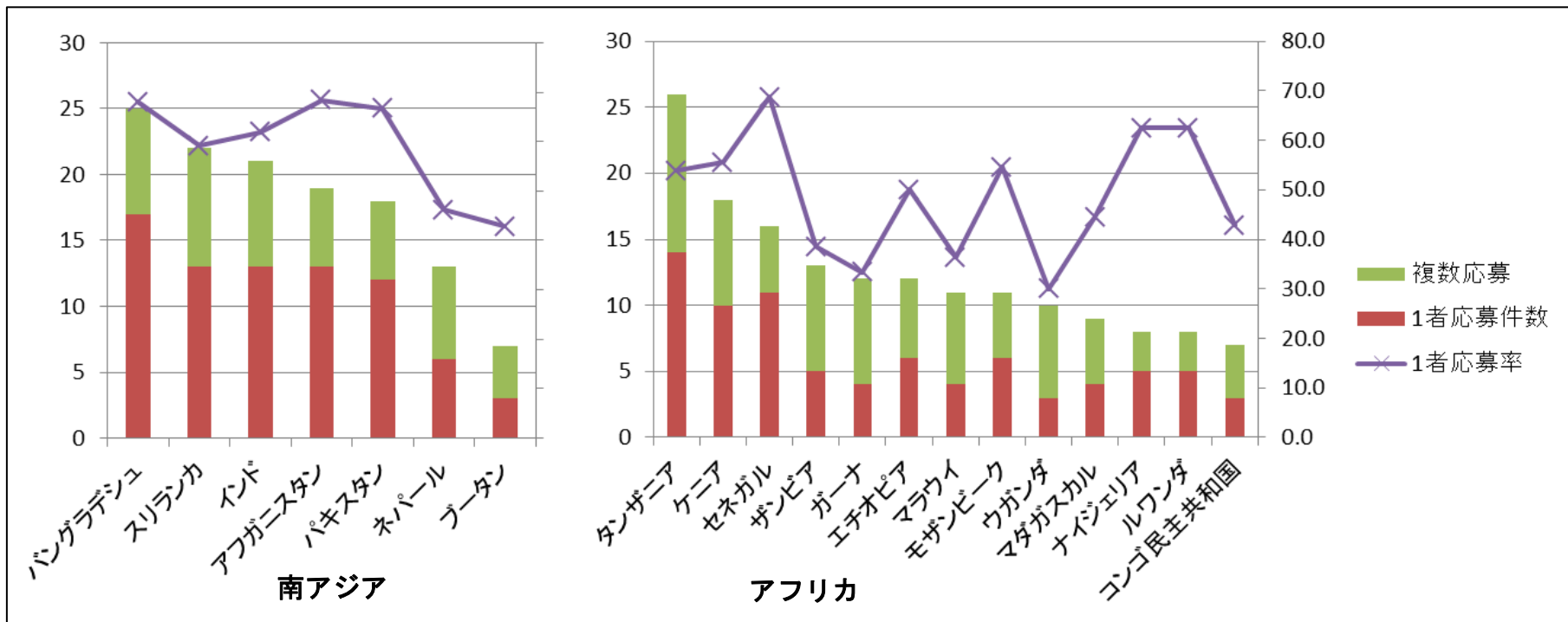
## 2. (2) 業務実施契約③ (地域区分)

- 地域で見れば南アジア、中東で一者応募率が高い。



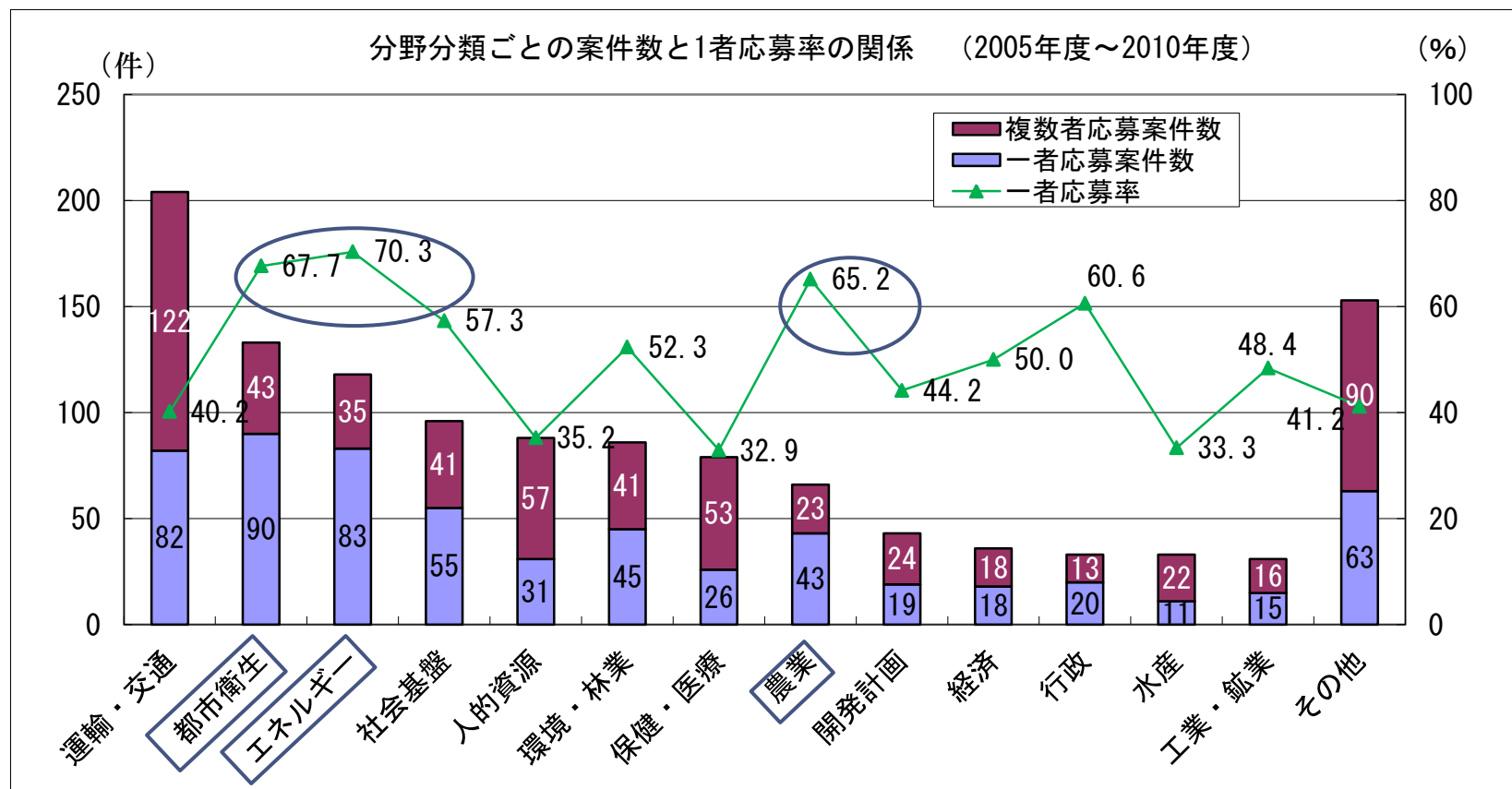
## 2. (2) 業務実施契約④ (国別)

- 但し、同じ地域内でも国毎に見るとかなりばらつきがある。



## 2. (2) 業務実施契約⑤ (分野分類)

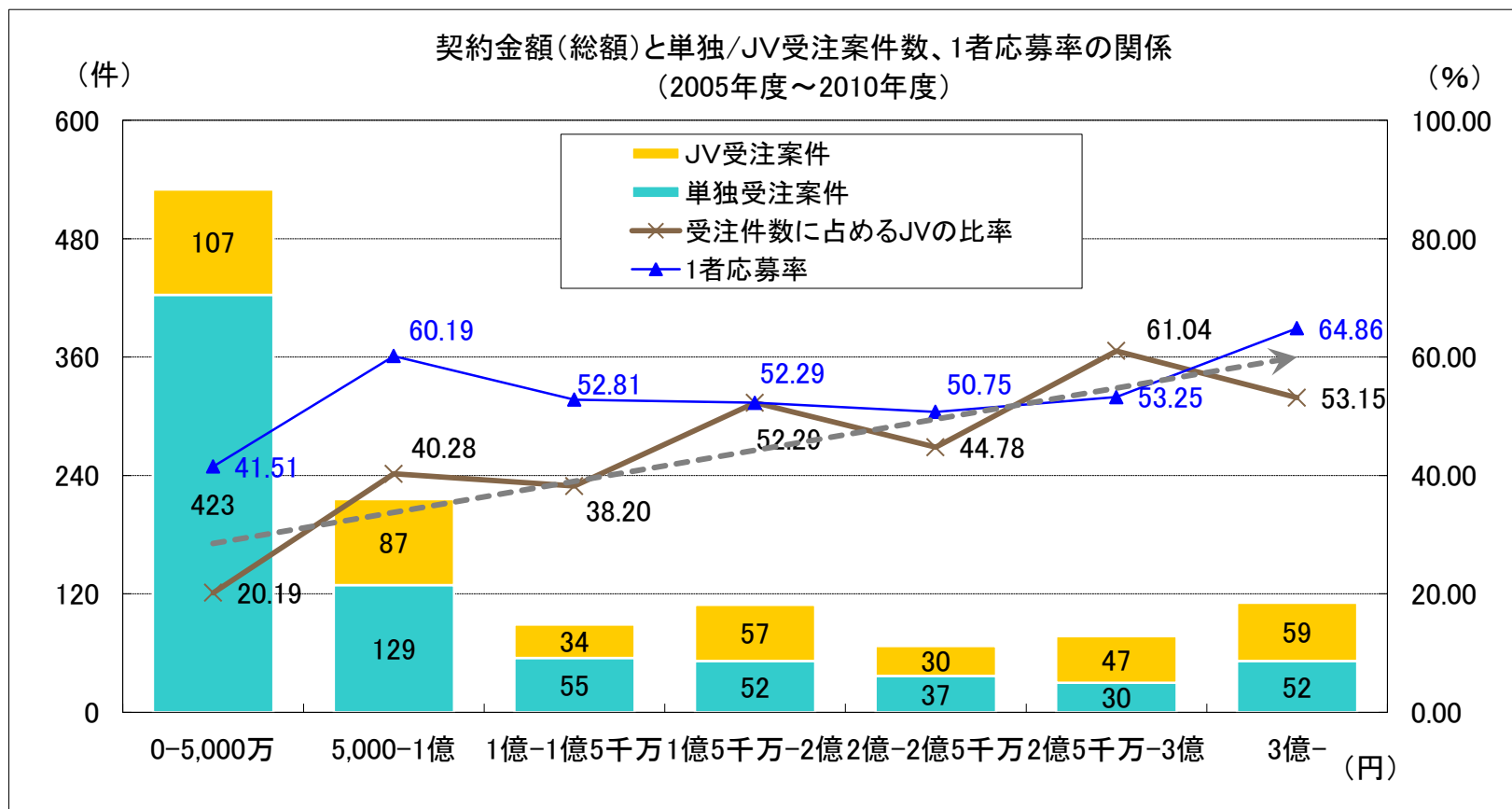
- 運輸・交通、人的資源、保健等で低く、都市衛生（上下水道）、エネルギー（電力）、農業などで高い。





## 2. (2) 業務実施契約⑥ (JVによる応札)

- JVによる受注実績は概ね契約額に比例。但し一者応募率は少額案件でも40%超 (JV比率だけでは説明困難)。



## 2. (3) 検討

- コンサルタント契約における一者応募については、業務実施契約で特に顕著。
- 一方で実績データからは、一者応募の直接的な原因につき、明確な結論は得られず。  
また昨年来の競争性向上の取り組みにも関わらず、本年4～7月の一者応募率は依然として高止まり。  
⇒ 構造要因も含めた複合的な問題の可能性？
- その他の考えられる要因（個別要因、構造要因）
  - 契約内容の明確さ、契約先に求められる経験、契約先（開発コンサルタント業界）の人員体制、公共調達としての制度面の制約、相手国の要因等による業務遂行の不確実性など

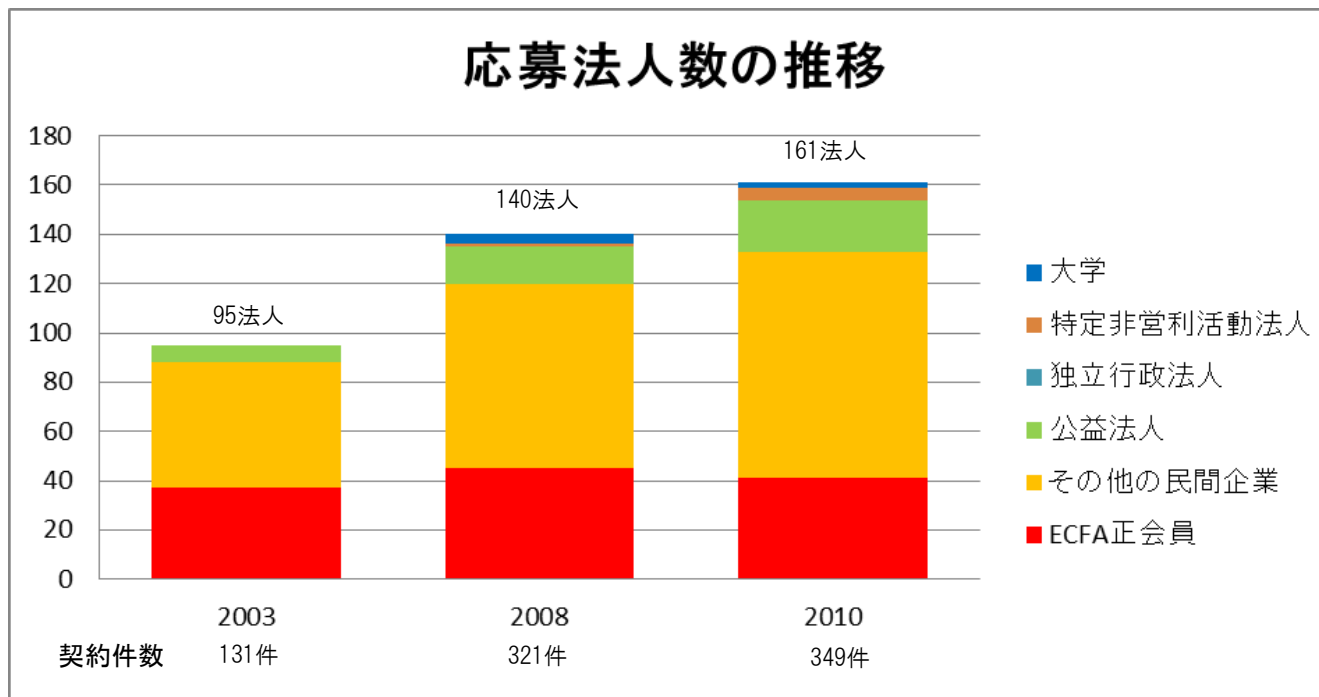


外部要因についての考察の必要性

### 3. コンサルタント契約を取り巻く外部要因

#### (1) 応募法人数と調達実績

- 業務量の増加に伴い、応募法人数は拡大
- 受注先は多様化
  - ・ ECFA正会員以外の民間企業が51法人（2003年度）から92法人（2010年度）に
  - ・ 学校法人、NPO法人も参入（ただし、2010年度7法人と依然限定的。）



### 3. (2) 開発コンサルタント業界の現状

- **海外コンサルティング企業協会 (ECFA)**
  - **正会員企業：57社 (2011年8月現在)**
    - ・ 国内事業部門をもつ総合コンサルタント企業からODA専門の中小まで業態は様々、規模 (売上高、社員数) の差も大きい
  - **技術者の総数：約2,500名**
    - ・ うちPM (プロジェクト・マネージャー) が務まるベテランは約700名
    - ・ 但し若手中堅社員の人材不足が顕著 (流出も)
    - ・ この結果、技術者の約半数、PMの約8割が50歳以上であり、専門ノウハウの組織的継承が課題
  - **海外業務の受注実績：約800億円 (2009年度)**
    - ・ JICA向けを含めたODA関連業務に依存 (全体の8割超)
    - ・ 但し市場規模は10年前の水準

 専門人材育成など、業界の課題への配慮も不可欠

### 3. (3) ODA政策上の要請

- 2011年6月 国際協力重点方針（外務省）

- 復興外交

- ・ 震災復興への国際協力ノウハウの活用、被災地産業の支援
- ・ インフラ海外展開、貿易投資環境整備、本邦環境技術の普及、資源・エネルギーの安定供給確保など

- 信頼に応える日本

- ・ 既存の国際公約実現（MDGs、アフリカ、アフガニスタン・パキスタン、メコン地域などへの支援）
- ・ 国際社会における責任の具体化（中東などの改革支援、紛争・災害時の人道支援や平和構築支援）

 引き続き難易度の高い業務遂行が求められている

## 研修委託契約における一者応募の現状と対策

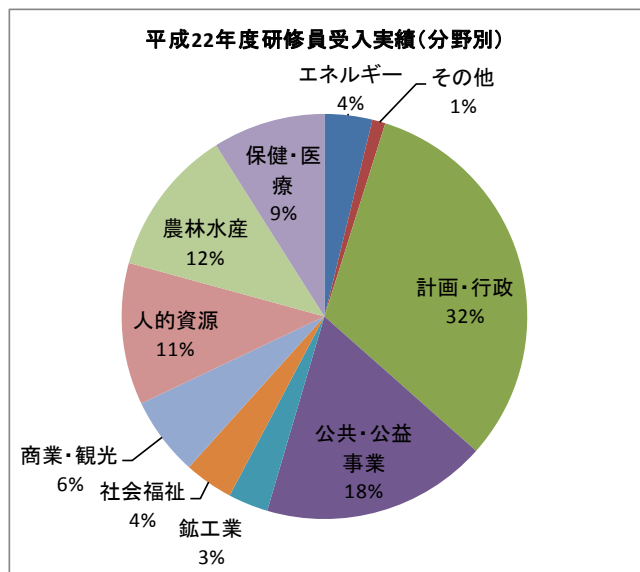
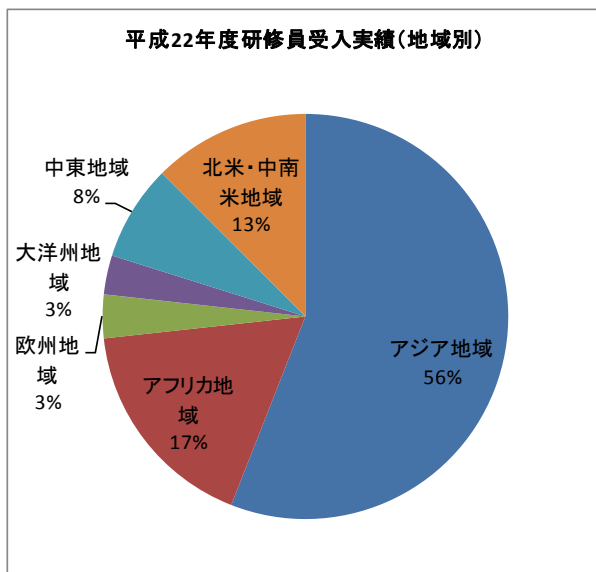
### 1. 研修委託契約の概要

#### (1) 研修員受入事業の概要：

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）では、技術協力の一環として途上国から国造りの担い手となる中核的な行政官、技術者等を日本に受け入れ、日本の経験、知識及び技術を伝え、各国の課題に寄与することを目的とする研修員受入事業を実施しています。

研修員受入事業には、途上国の個別の具体的な要請に基づき実施する「国別研修」や日本側から途上国側に開発課題やニーズに対応した研修コースを提案し、要請を得て実施する「課題別研修」などがあります。

平成 22 年度においては、約 1,500 の研修コースを実施し、途上国（約 150 か国）から約 1 万人の研修員の受入を行いました（地域別および分野別の研修員受入実績は下図の通り）。



研修員受入事業における研修コースの実施に際しては、研修分野において専門的な知見やリソース等を有する実施機関と委託契約を締結して実施する場合が多く、契約方式については平成 21 年度より公募方式を導入しています。

また、平成 22 年度における契約監視委員会での点検を踏まえ、研修委託契約の内容を類型化するとともに、一部の特例<sup>1</sup>を除いては原則として公募方式に拠る契約を行うこととしています。

<sup>1</sup> 具体的には以下のような場合：

- ① 当該分野における研修実施に関し、特殊性や専門的な知見の観点から明らかな優位性を有する団体と契約するとき
- ② 国際協力を主たる業務としている公益法人と契約する場合で、同法人の協力が無ければ当該分野あるいは当該地域での研修員受入を実施することが困難であるとき

## (2) 研修委託内容

### ① 委託業務

JICA は、途上国のニーズや課題に沿った研修を実施するため、主に以下の業務を外部の専門性を有する団体等に委託しています。

- ・ 研修カリキュラムの作成
- ・ 研修講師の手配と講義の実施
- ・ 視察先のアレンジと旅行計画の策定
- ・ 研修用教材の作成

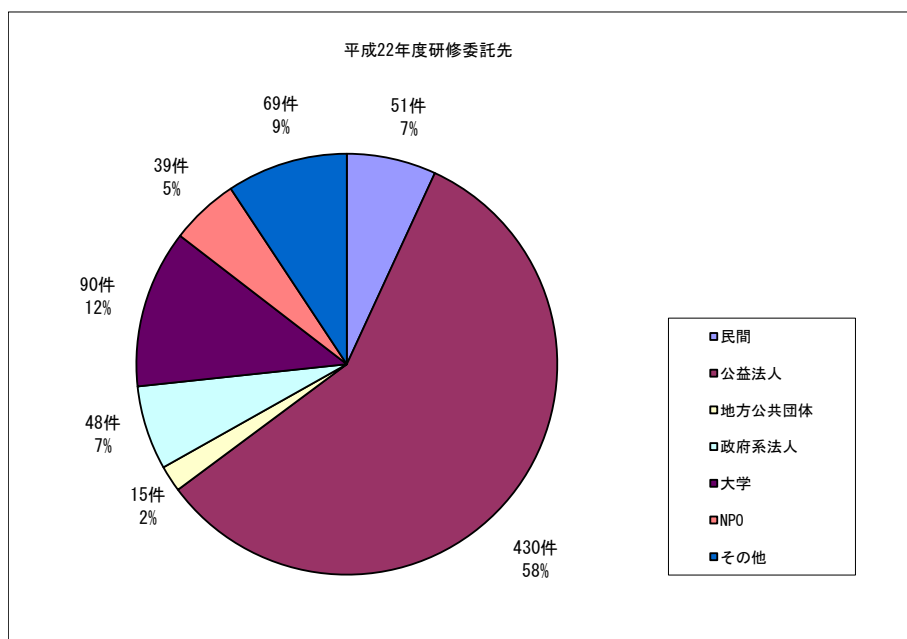
### ② 委託経費

JICA が委託先に支払う主な経費は以下のとおりです。

- ・ 講師等に対する謝金
- ・ 研修諸経費（研修教材費、資材費、施設機材借損料等）
- ・ 業務人件費
- ・ 業務管理費

## (3) 研修委託先の概要

平成 22 年度における研修委託先の種別は下図のとおりであり、主に途上国の行政官を対象とした研修を実施する必要があるため、委託先は公益法人が最多となっています。



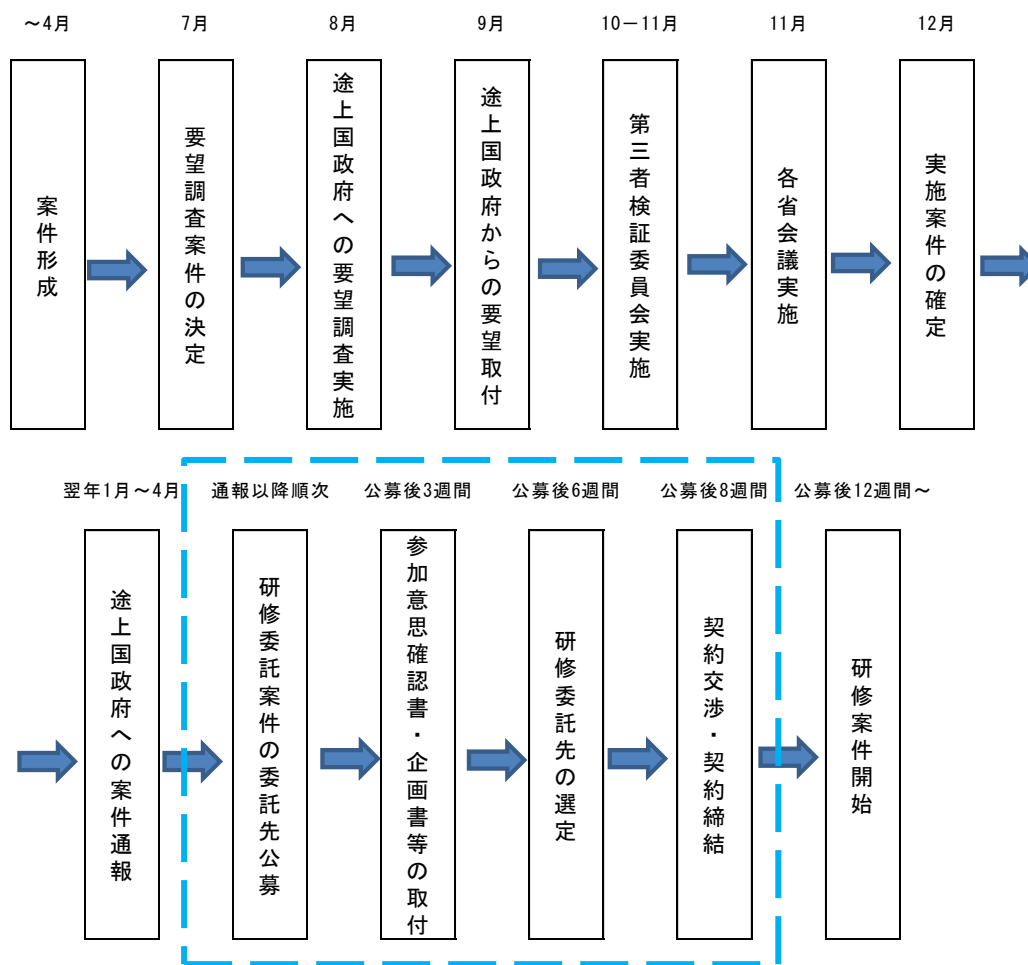
(注：100 万円以上の契約を対象)

## (4) 研修コースの計画から実施までのスケジュール

案件形成から、実施案件の確定、公募、研修開始までのフローは次のとおりです。

- ③ 技術協力プロジェクトのカウンターパート研修など、現地で実施している協力とパッケージで実施する必要があるため特定の団体と契約する必要があるとき

## 課題別研修コース実施までのフロー



## 2. 研修委託契約における一者応募の現状

### (1) 研修委託契約の傾向

平成21年度から22年度の研修委託契約の契約方式の傾向は下表のとおりです。平成22年度における公募の促進の結果、競争性のある随意契約の件数が大幅に増加しました。

	平成21年度	平成22年度	増減
競争性のない随意契約	2,729百万円 (695件)	1,712百万円 (469件)	▲1,017百万円 (▲226件)
競争性のある随意契約			
・企画競争	395百万円 (95件)	460百万円 (153件)	+65百万円 (+58件)
・公募	96百万円 (21件)	610百万円 (120件)	+514百万円 (+99件)

(注：100万円以上の契約、金額は契約額ベース)



(2) 一者応募の現状

上記(1)の通り研修委託契約における「競争性のある随意契約」の割合は高まりましたが、応募者数は一者の割合が高い現状にあります。

競争性のある随意契約	平成 22 年度		
	契約件数	うち一者応募	一者応募率 (%)
・ 企画競争	153	75	49.0%
・ 公募	120	119	99.1%

(注：100万円以上の契約、金額は契約額ベース)

3. 研修委託契約における一者応募の要因分析

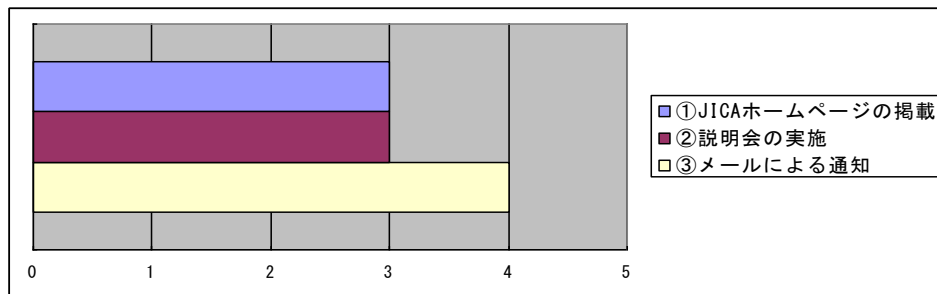
JICA では、研修委託契約において一者応募が多い現状について、研修受託実績がある外部団体（37 団体を対象）に対しアンケートを実施し、26 団体（うち 4 社にはインタビューも実施）から回答を得ました。

(1) アンケート結果

①公募情報の連絡方法

アンケート対象団体の多くは、研修委託契約の公募自体は知っているものの、公募情報についてメールによる通知、JICA 本部のウェブサイト（「調達情報」）でのわかり易い掲載および説明会の開催を望む意見がありました。

【公募情報の連絡方法として望ましい手段】



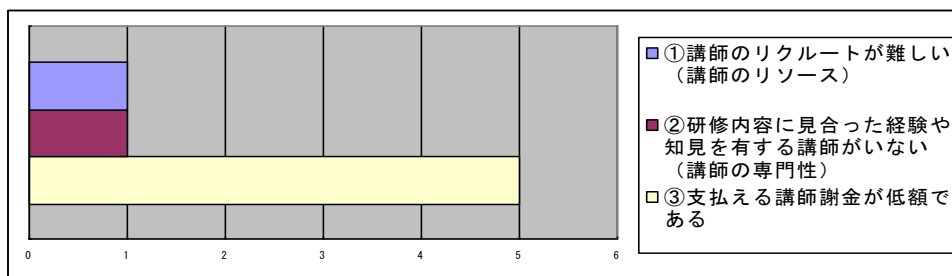
②研修委託経費

・ 人件費

研修の講師や運営管理の人材確保に必要な経費（講師謝金など）が低額であるとの意見を多くいただきました。

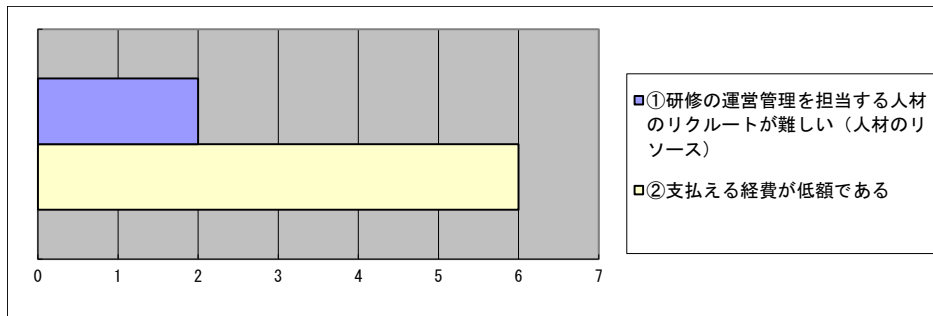
【研修講師を確保する上での課題】

(件数)



【研修運営管理の人材を確保する上での課題】

(件数)

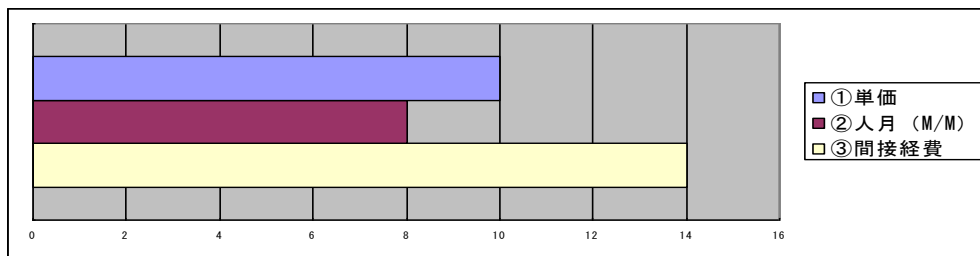


・収益性

「研修を受託しても団体の利益にならない」との意見が多く、利益を得るためには、間接経費の増額、単価アップ、人月の追加の順で要望がありました。

【研修受託による収益を高めるために望まれる経費】

(件数)

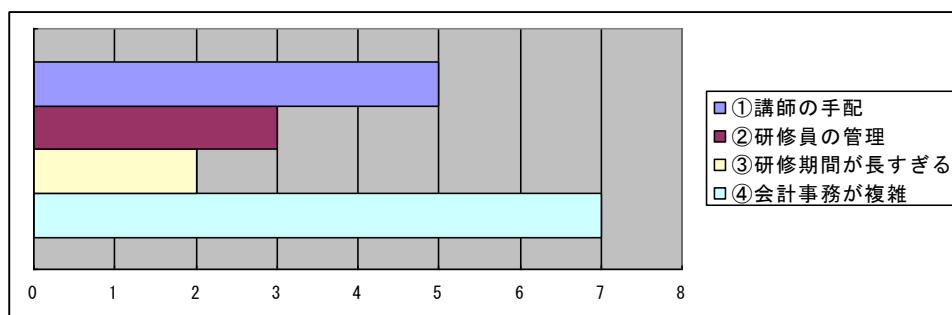


③ 研修運営の煩雑さ

会計事務が複雑であるとの意見が多く、以下、講師の手配、研修員の監理、長い研修期間が研修を運営する上の煩雑さの理由として挙げられました。

【研修運営が煩雑であると感じる理由】

(件数)



④ その他の公募に応募しない理由

応募から研修準備までの期間は概ね適当であるとの回答を得ていますが、一部の団体からは「研修コースの準備には視察先の確認や講師のリクルートなどに時間と経費が必要となる」という意見もありました。

また、研修内容から「研修コースの受託団体が予め想定できるため」などの意見もありました。

#### 4. 一者応募に対する改善策と課題

##### (1) 対策

以上の分析を踏まえ、以下のような改善策を検討したいと考えます。

##### ① 公募情報の提供方法の改善

(例)

- ・ JICA 本部ウェブサイト（「調達情報」）における研修委託公募情報一覧（分野情報を追加）のサイト作成
- ・ 登録団体に対するメールによる公募情報の提供
- ・ 研修コース予定案件の事前公表

##### ② 研修説明会の開催

(例)

- ・ 研修コース受託に関心のある団体向けの国内機関での説明会開催

##### ③ 研修委託契約における経費積算基準の見直し

(例)

- ・ JICA が定める単価ではなく委託先が有する単価の適用
- ・ 技術費の計上

##### (2) 課題

上記を検討する上での課題

##### ① 予定案件の事前公表

- ・ 採択前の案件を公表するためには外務省等の了解を得る必要があります。

##### ② 研修委託契約における経費積算基準の見直し

- ・ 技術費の計上など研修委託契約における経費の増額については、予算上の制約、及び当該経費を計上できる研修コースの条件等の整理を行ってゆく必要があります

以上

## 競争性のない随意契約のモニタリングについて（報告）

随意契約等見直し計画の平成22年度目標が未達となったことを受けて、平成23年度においても引き続き「競争性のない随意契約」の適切な運用を確保すべく、新たな随意契約見直し計画を策定した。今年度目標の達成に向けた取り組みと進捗状況について、以下のとおり報告する。

### 1. モニタリングの方法

- (1) 契約実績（件数・金額）の月次チェック  
調達部において、毎月、各担当部署から契約締結状況の報告を受け集計。競争性のない随意契約については、件数及び金額の推移を過年度と比較し、年度末の見込み値を推計。
- (2) 個別契約の事前チェック  
競争性のない随意契約については、契約締結前の調達部計画課への合議を徹底し、随意契約理由の妥当性を確認。上記月次チェックの際に合議の履行状況を確認。
- (3) 競争性のある契約への移行状況の確認  
担当部署ごとに作成した移行計画の進捗状況について、上記月次チェックにあわせて確認。予定通り移行していないことが判明した場合は、当該部署に対して照会を行うと共に、移行計画の遵守を働きかける。

### 2. ガイドラインの作成

競争性のない随意契約の適切な運用と業務の効率化を図るため、競争性のない随意契約を予定する際に検討すべき事項、調達実施方針決裁に記載すべき事項、事例等を取りまとめたガイドラインを9月中に作成する予定。

### 3. 進捗状況と今後の見通し

- (1) 23年度7月末時点の契約実績は、年度目標4,400件（うち競争性のない随意契約970件）に対し、1,500件（うち競争性のない随意契約346件）となった。
- (2) 昨年度の同時期と比べ、競争性のない随意契約は54%の水準となっているが、本邦のコンサルタント契約で3件、システム関連の契約で9件、在外の建物管理で3件、昨年度同時期を上回っている。
- (3) 競争性のある契約への移行を予定した165件について、これまでに契約締結した32件全てが競争性のある契約に移行済み。16件は今年度契約予定無しと報告。

以上